

〈NGO・外務省定期協議会 2022 年度第 3 回 ODA 政策協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. **議題案名:**

民主主義共同体 (CoD) 市民報告書に関する個別意見交換会開催について
希望部局: 総合外交政策局人権人道課

2. **議題の背景:**

民主主義共同体 (Community of Democracies / CoD) は、政府間組織として 2000 年に設立され、「ワルシャワ宣言」に記された共通の民主的価値の遵守を支援し、世界中の民主的なルールを支持するため、政府、市民社会、民間セクターが参加し、民主的規範と制度を強化する共通の目標に向かって活動している。日本政府は、2000 年にワルシャワで開催された民主主義共同体 (CoD) 閣僚級会合に参加して以来、運営理事国 (Governing Council) メンバーとして参加している。

さて、「市民社会の柱 (Civil Society Pillar / CSP)」は、民主主義共同体 (CoD) のアドバイザーとして活動する非政府組織であり、55 の関係組織で構成されているグローバル NGO である。CSP は、常設の国際運営委員会 (International Steering Committee / ISC) によって運営されている。

2022 年 5 月 19 日-20 日、「市民社会の柱 (CSP)」の代表と日本の市民社会によるラウンドテーブルが開催され、日本政府の運営理事国更新について、民主的ガバナンス (Democratic Governance)、表現の自由 (Freedom of Expression)、政治参加 (Political Participation)、人権の保護と推進 (Protection and Promotion of Human Rights)、法の支配 (Rule of Law) の 5 つの分野における日本政府の取り組み、日本社会の現状に関して意見交換を行った。終了後、日本の市民社会フォーカルポイントである国際協力 NGO センター (JANIC) から、「市民社会の柱 (CSP)」を通じて、民主主義共同体 (CoD) 運営理事国に対して「日本」についての報告書が提出され、日本政府の運営理事国更新に関する議論が行われた。その後、「市民社会の柱 (CSP)」によって、9 カ国の状況をまとめた、報告書 (*International Steering Committee and Focal Points Reports – Governing Council Membership Renewal 2021–2022*) が 2022 年 10 月に発行された。

その後、2022 年 7 月 20 日開催の第 1 回 ODA 政策協議会において「日本政府による民主主義共同体 (CoD) 運営理事国のメンバーシップ更新について」の議題を取り上げ、意見交換を行い、本件に関して外務省と市民社会がこのような協議会で対話を継続することを確認した。

続いて、第 1 回 ODA 政策協議会を踏まえて、2022 年 12 月 8 日「民主主義共同体 (CoD) 市民報告書に関する個別意見交換会」を非公式に開催し、外務省総合外交政策局人権人道課の担当官 2 名と NGO 側 4 名が参加して、同報告書に対する外務省の見解と以下の 10 議題について非常に有意義な意見交換が行われた。議題の内容は、

1. 情報公開請求に対する開示
2. 市民的政治的権利に関する国際規約が定める審議における「公共の福祉」の概念
3. 海外有権者の選挙権行使の際の郵便投票による投票期限
4. 人権関連条約での個人通報制度の選択議定書の批准のための法整備
5. 「ビジネスと人権に関する国別行動計画 (NAP)」の実施にかかわる人権デュー・ディリジェンスのための取り組み
6. 「民主主義のためのサミット」でのコメント (日本の取り組み) の進捗状況と評価

7. 国連自由権規約委員会による日本委員会への勧告についての対応
8. 2022年9月開催の「普遍的・定期レビュー(UPR)政府報告作成に関する市民・NGOとの意見交換会」の意見の集約や政府の見解の公表
9. 2023年3月開催される「第2回民主主義のためのサミット」への政府の関与
10. 2023年5月開催の「G7 広島サミット首脳会合」における民主主義課題の取り扱い

であり、原則非公開で意見交換が行われた。

3. 議題に関わる問題点(議題に上げたい理由):

・上記の12月8日「民主主義共同体(CoD)市民報告書に関する個別意見交換会」の10の議題の内、5の「ODAを受注する企業が『ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)』の実施にかかわる人権デュー・ディリジェンスを徹底するため、外務省としてどのような取り組みを進めているのか」という議題を取り上げたい。

・上記5では、近年企業による人権尊重の必要性が高まっており、2011年第17回国際人権理事会において「ビジネスと人権」に関する指導原則:国連『保護、尊重及び救済』枠組み」が採択された。以降、ビジネスと人権に関する議論が高まり、日本政府は2016年から行動計画の策定を計画し、2020年10月「ビジネスと人権に関する国別行動計画(National Action Plan)」(2020-2025)を策定した。本行動計画では、「ビジネスと人権」に関する政府の取り組み、人権に対して責任ある企業による人権保護・促進、企業が人権尊重の責任を果たす方針を定め、救済する仕組みづくりを定期的に点検するための「人権デュー・ディリジェンス」の導入促進、SDGs(持続可能な開発目標)の達成への貢献が期待されている。2022年9月、政府のビジネスと人権に関する関係府省庁連絡会では「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」がまとめられ、アジアの各国政府に説明を行った。

4. 外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば):

外務省のウェブサイトには、2021年9月開催の「第10回民主主義共同体閣僚級会合」の概要の記載がないのはなぜか。掲載の予定があるのかを聞きたい。2022年度「第1回ODA政策協議会」(2022年年7月20日開催)の議事録(17頁)では、「それから、このプロセス、運営理事国の更新に関する会合の詳細をということなのですけれども、…(中略)詳細については、実はこれは手続上、この民主主義共同体の中の手続は公開しないという前提になっているというふうに聞いているので、それを詳細を我々のほうからホームページに載せたりとかということとはしていないのですけれども、そういうことで御承知をいただきたいと思います。」と記録されているが、この議事録によると、手続きは公開しないという回答であって、第10回民主主義共同体閣僚会合の概要の記録の掲載については回答していないと考えているが如何か。

5. 議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):

まず、12月8日「民主主義共同体(CoD)市民報告書に関する個別意見交換会」および同報告書に関する外務省の意見を聞きたい。その上で、以下の2つの質問をさせていただきたい。

・第1の質問として、ODAを受注する企業が「ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)」の実施にかかわる人権デュー・ディリジェンスを徹底するため、外務省としてどのような取り組みを進めているのかを伺いたい。2022年9月に日本政府が作成した「責任あるサプライチェーン等における人権

「尊重のためのガイドライン」など「ビジネスと人権」の取り組みについて、アジア各国政府の反応や、日本政府や企業の取り組みについて具体的に説明して欲しい。

・第2の質問として、日本のODAを受け入れるグローバル・サウスの民主主義と人権の議題はODAのあり方を考える上で重要なトピックなので、今後、NGO側から、ODA政策協議会の議題として提案された場合、外務省にご対応いただきたい。また、外務省とNGOの間で、ODA政策協議会以外の場でもゆるやかに協議する場を確保することが必要であると考えているが、如何か。

- 氏名: 重田康博
- 役職: 政策アドバイザー
- 所属団体: 国際協力 NGO センター政策アドバイザー

以上

本文書は、Community of Democracies Civil Society Pillarが作成した”Civil Society Pillar International Steering Committee and Focal Points Reports - Governing Council Membership Renewal 2021-2022”の抄訳である。

●原文：<https://fundacionmultitudes.org/civil-society-pillar-international-steering-committee-and-focal-points-reports-governing-council-membership-renewal-2021-2022/>

●翻訳：特定非営利活動法人国際協力NGOセンター

市民社会の柱、国際運営委員会および フォーカルポイントの報告書

運営理事会のメンバーシップ更新（2021-2022年）

市民社会の柱（CSP）民主主義共同体（CoD）

はじめに

民主主義共同体（CoD）は、2000年に設立された世界的な国家間連合であり、ワルシャワ宣言に記された共通の民主的価値観の遵守を支援し、「世界中で民主的ルールを支持し、民主的規範と制度を強化する」という共通の目標に向けて政府、市民社会、民間部門が団結しています。

共同体の主要な意思決定機関は、外務省のメンバーが代表を務める28の加盟国からなる運営理事会です。一方、市民社会の柱（CSP）には、市民社会組織（CSO）、財団、地域ネットワーク、グローバルNGOなど、CoDの一部であるすべての非政府組織が含まれています。国際運営委員会（ISC）は、CSPのガバナンス機関であり、フォーカルポイント（FP）は、対応する運営理事会加盟国政府のカウンターパートとして、CoDの運営理事会に提出される課題に関して市民社会の意見を政府に伝える主な役割を果たすCSOです。

加盟国は、6年ごとにCoDのメンバーシップを更新する必要があります。この更新手続きは、各国の市民社会が積極的に参加し、ワルシャワ宣言の原則へのコミットメントを新たにする機会として、非常に重要なものです。

CSP事務局であるフンダシオン・マルチチュード（Fundación Multitudes）は、このプロセスにおいて、現地の市民社会組織と会合を持ち、更新プロセスを受ける国の民主主義の状態に関する見解や、改善のための提言を収集し、それゆえ、ワルシャワ宣言の基準や価値観に準拠することが重要であると強調しています。

今回の2021-22年更新ラウンドでは、現在9カ国が手続き中です。ルーマニア、フィンランド、カナダ、ウルグアイ、スウェーデン、ハンガリー、ナイジェリア、日本、コスタリカです。前述の国々での合同訪問と市民社会ラウンドテーブルは、以下の日程で行われました。

- ルーマニア：2021年9月9日～10日
- フィンランド：2021年10月27日～29日
- カナダ：2022年3月31日～4月1日
- ウルグアイ：2022年4月25日～26日
- スウェーデン：2022年5月9日～10日
- ハンガリー：2022年5月12日
- ナイジェリア：2022年5月16日～17日
- 日本：2022年5月19日～20日
- コスタリカ：2022年5月30日

本報告書では、ワルシャワ宣言の19の原則を5つのクラスター（民主的ガバナンス、表現の自由、政治参加、人権の保護と促進、法の支配）に分類し、現在更新中の9カ国における民主主義の状況についてISCとフォーカルポイントが行った報告を集めています。

私たちは、CSPフォーカルポイントの継続的な支援と目覚しい活動、そしてこのプロセスに参加した他の市民社会団体、特にエキスパート・フォーラム（Expert Forum）、コーポレーション・カナダ（Cooperation Canada）、ナイジェリア・NGOネットワーク（Nigeria Network of NGOs）、国際協力NGOセンター（Japan NGO Center for International Cooperation）、 Fundación para la Paz y la Democracia、トランスペアレンシー・インターナショナル・フィンランド（Transparency International Finland）に感謝します。

目次

はじめに	2
ルーマニア	(* 翻訳は省略)
フィンランド	(* 翻訳は省略)
カナダ	(* 翻訳は省略)
ウルグアイ	(* 翻訳は省略)
スウェーデン	(* 翻訳は省略)
ハンガリー	(* 翻訳は省略)
ナイジェリア	(* 翻訳は省略)
日本	5
コスタリカ	(* 翻訳は省略)

日本

第1章 民主的ガバナンス

- 政府機関は、透明性が高く、参加型で、市民に十分な説明責任を果たし、民主主義を腐食させる腐敗と闘うための措置をとること。
- 立法府は正当に選挙され、人々に対して透明で説明責任のあるものであること。
- 軍隊に対する文民的、民主的統制が確立され、維持されること。
- 選挙で選ばれた政府は、憲法外の行動を慎み、定期的な選挙の実施を認め、その結果を尊重し、その法的権限が終了したときには権力を放棄する義務があること。

トランスペアレンシー・インターナショナルの「腐敗認識指数2021 (Corruption Perception Index 2021)」によると、日本は180カ国中18位で、スコアは73です。前年の74点から後退したとはいえ、この順位は、日本の民主主義がここ数年安定していることを示しています。

しかし、日本の民主主義的なガバナンスは、本来あるべき姿ではありません。日本は複数政党制の議会制民主主義で知られていますが、元首相を含む著名な政治家の政治腐敗は依然として存在しています。近年、日本では森友学園問題や加計学園問題など、当時の首相と私学理事長との間で政治スキャンダルが発生しました。後者に関して、日本の行政の基本原則である「誠実さ」「透明性」「説明責任」について、ほとんど議論がなされていないのは残念なことです。

日本には1999年に制定された行政情報公開法があります。この法律では、プライバシー、国家安全保障、公共の安全、中立・公正な意思決定に関する情報については、いくつかの制限があるものの、市民に公開された情報へのアクセスを保障しています。地方レベルでは、すべての都道府県と、一つの市町村を除くすべての自治体が、情報公開に関する地方法を制定しています。しかし、この法律の運用はまだ十分とは言えません。「安全保障上の懸念」や「不公正な」意思決定の可能性に基づく開示の遅れや拒否、塗り潰しが定期的に報告されています。

日本は自由で公正な選挙を実施し、首相は選挙で選ばれた国会議員によって選出されます。選挙で不正が行われた事例はほとんどありません。近年は、「政治参加」の項で詳述される投票率の低さや、代表権の公平性が重要な課題となっています。代表と人口の比率の差はかなり深刻で、下院では2:1を超え、過去の最高裁判決によれば違憲です。また、都市部に比べて、地方は過大な代表権を持っています。1955年以降、1993-94年と2009-12年の期間を除いて、自民党が他の政党と連立することもあったが、常に与党でした。ポピュリスト政党の台頭により、政治の二極化が進んでいます。

第2章 表現の自由

- あらゆる者が、国境に関わりなく、あらゆる媒体を通じて意見および情報を交換し、および受領することを含め、意見および表現の自由を有する権利。
- この分野における発展途上の国際的慣行を念頭に置きつつ、民主的社会で必要とされ、かつ法律で定められた制限の下にのみ、情報、ニュース、意見を収集、報道、普及する報道機関の権利。
- 先進的な憲法やその他の法律が進歩しているにもかかわらず、ジャーナリストの文書へのアクセスに問題がある。また、ジャーナリストに対するネット上でのハラスメントの増加も大きな問題である。

日本では、表現の自由が憲法および国際人権規約で保障されています。一方、憲法で権利行使の目的や権利制限の要件として頻繁に言及される「公共の福祉」は、政府や裁判所によって拡大解釈され、表現の自由が過度に制限される傾向が強まっています。このため、日本政府は、市民的及び政治的権利に関する国際規約が定める審査において、「公共の福祉」が表現の自由を制約する曖昧で無制限の概念であり、「公共の福祉」の概念は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第18条及び19条の3に基づいて法的かつ厳格に制約すべきであると複数回指摘を受けています。

また、政府はここ数年、安全保障環境の悪化を理由に、特定秘密保護法、共謀罪法、重要土地等調査法、経済安全保障推進法などを制定しました。これらの法律は、市民の知る権利や市民社会スペースを制限する可能性があるとして、市民社会、学術界、ジャーナリスト、野党などから強い批判を浴びています。

近年、政府に批判的な言論、表現、非暴力直接行動が、一般市民、市民活動家、アーティストやキュレーター、少数派の権利擁護者、学者、ジャーナリストなどを標的に、過度の圧力と抑圧を受けることが増えています。保守的、権威主義的でポピュリズムに依存する有力政治家は、しばしば自分たちと意見の異なる市民活動家を過剰に脅してスケープゴートにし、自らの政治的支持を高めようとしています。

政府の政策への反対だけでなく、天皇制、第二次世界大戦中の昭和天皇の戦争責任、第二次世界大戦中の性暴力、外国人、少数民族、被差別者、性的少数者などのマイノリティの擁護、米軍駐留への抗議などのトピックが「タブー」あるいは「センシティブ」なものとなり、そのような表現・言動に関わる人々は、保守政治家、極右活動家、レイシスト、匿名の市民などから、物理的・言語的に、またオンライン空間において、時には直接的な暴力で攻撃されることが多くなってきています。

こうした圧力の結果、市民社会、ジャーナリスト、芸術家などは、過度な表現や言論を控える傾向が強まっています。オンライン空間の拡大・充実は、市民社会やジャーナリストの表現・言論

の機会を拡大しましたが、一方で、表現・言論に対する攻撃、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの温床となり、大きな問題となっています。

こうした状況を受けて、日本の市民社会は、市民社会の場の擁護と拡大、少数意見の表明の擁護、ヘイトスピーチやヘイトクライムの対策などのために、組織化やネットワーク化を進めるようになっていきます。

第3章 政治参加

- 人々の意思は、政府の権威の基礎となる。それは、普遍的かつ平等な参政権を有し、複数の政党に開かれ、秘密投票により行われ、独立した選挙当局により監視され、不正及び脅迫のない定期的、自由及び公正な選挙によって代表者を選出する市民の権利及び市民的義務の行使によって表明される。
- すべての人は、公共サービスに平等にアクセスし、直接または自由に選ばれた代表者を通じて、公務の遂行に参加する権利を有する。
- 正当に選挙された者が、政府を樹立し、就任し、法的に定められた任期を全うする権利。

前章で述べたように、日本には、人口減少に伴う若者の政治参加の低さ、公職や民間企業における女性の代表性の低さ、民主主義の歴史の大半を占めた一党優位政党制による一般市民の無関心など、民主主義の理想維持に関わる問題がありますが、これらは、教育の問題、政治システム自体の問題、社会文化的背景という三つの柱に分類して、累積的に生じる問題です。

教育の問題について。教育基本法では、政治に関する中立的な知識を与えることが規定されていますが、現実にはほとんど適用されていません。日本の市民教育は暗記中心で、政治に関する項目は全体のうち2~3時間の学習がせいぜいです。さらに、義務教育では、変化の原動力としての政治の積極的な役割よりも、民主主義の概念に重点が置かれています。その状況に関して、三権分立などの概念は、選択科目としてさらに拡大されるようになっています。

政治的無関心は、若者の参加率の低さ（18-19歳で43.2%、20-29歳で36.5%の投票率）に反映され、社会の高齢化によって強化され、若い個人の意思が意思決定に反映されにくく（29歳以下は全有権者のわずか8.4%です）、政治的無関心と幻滅の悪循環に陥っています。

政治システム自体の問題について。政治システムには改善すべき点はいくつかありますが、特に注目すべきは以下の二つの問題です。

第一に、日本の代表選挙（知事選挙、市長選挙、議会選挙を問わず）に立候補するためには、選挙供託金が必要であるため、選挙に出るための経済的コストが膨大になることです。現在、参議院・衆議院の改選議席に立候補するために必要な金額は300万円（約23,000ドル）で、有効投票率が10%に達しない限り払い戻さません。この供託金の額は、このような制度を持つ国の中では最も高額の部類とされ、新人や若手の政治家、さらには女性の候補者にとって大きな障壁となっています（参考までに、国税庁によると、日本の女性の平均年収は280万円です）。

第二に、政治家における女性や若者の代表性の低さに注目すべきです。衆議院では25歳、参議院では30歳以下は政治家になれないという年齢制限や、選挙結果で女性の存在を保障するクォータや規定がないことを考えると、39歳以下は5%以下、女性は10%以下という事実と直面します（前回2021年の衆議院総選挙のデータによれば、当選者の平均年齢は60歳前後です）。

その他、政権強化や与党のイメージアップのために国会を解散し続けること、選挙までの期間が短く郵送での投票ができないこと、臨時の投票所を規定時間前に閉鎖すること、在日韓国・朝鮮人や中国人など永住資格を持つ長期滞在者が住民税を払っているにもかかわらず選挙の投票権を持たないことなどが挙げられます。

文化的な問題について。文化的な問題は分類しがたく、本質的に相互に関連した問題ばかりですが、ここでは女性の政治参加を妨げるジェンダー別役割と、外部の人間が政治社会に参入しにくい政治的王朝（代々続く政治一家）の蔓延の二つを挙げておきます。

ジェンダー問題は世界的な関心事ですが、日本にも深く根付いています。それは、最新の「グローバル・ジェンダー・ギャップ」（2021年）において、日本は政治的エンパワーメントに関して156カ国中120位であったことを記すだけで十分でしょう。ジェンダー平等やフェミニズムに関する問題は、社会的に茨の道とされ、公の場で言及することは「タブー」とされています。公職における女性の存在感は希薄で、女性政治家に対するセクハラ（女性政治家の98%が何らかのセクハラを経験していると報告されています）にも阻まれています。2020年、日本政府は指導的地位に女性が占める割合の30%という目標を、2020年から2030年へと最大10年先送りしました。

第二に、政治的王朝（代々続く政治一家）の蔓延と1955年体制により、多くの学者が「一党支配」制と呼ぶ、20世紀半ば以降の（わずかな中断を除く）単一政党による支配体制が生まれました。この問題とは別に、政治的王朝が新しい個人の政界進出を困難にしています。前回の選挙の候補者のうち、当選した政党の31%が政治的王朝（代々続く政治一家）に属しており、日本における弁護士や医者などの職業と同様に、職業としての政治が世襲制になっています。

また、数値化しにくい問題点として、声を上げること、異なる意見を持つこと、伝統的でない意見を持つことが困難な大きな社会的圧力があります。

したがって、日本では、行政府、立法府、メディア、教育システムなどの異なる機関が密接に協力することによってのみ解決できる、本質的に相互に関連した一連の問題があると言えます。

第4章 人権の保護と促進

- 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見またはその他の意見、国または社会的出身、財産、出生またはその他の地位によるいかなる差別もなしに、法の下で平等に保護されるすべての者の権利。
- すべての人が有する思想、良心および宗教の自由を享受する権利。
- すべての人が有するひとしく教育を受ける権利。
- すべての人が有する私的な家庭生活、家庭、恣意的または非合法的な妨害のない電子的な通信手段を含む通信を尊重する権利
- すべての人が有する、政党、市民団体、労働組合その他の団体が法の下での平等な扱いに基づいて自由に活動できるようにするために必要な法的保障を伴って設立または参加することを含む、平和的集会および結社の自由に対する権利。
- 少数民族または恵まれない集団に属する者が法の平等な保護を受ける権利、および自国の文化を享受し、自国の宗教を公言し実践し、自国の言語を使用する自由に対する権利。

「基本的人権の尊重」は、国民主権、平和主義と並ぶ日本国憲法の重要三原則の一つです。1947年の憲法施行後、日本社会に一定程度根付いてきました。しかし、この原則は、歴史的に日本人の手によって積極的に獲得されたものではないため、人々の生活のあらゆる面に深く浸透しているわけではありません。人権侵害は、差別やハラスメントの問題など、かなり狭い範囲で解釈されてきました。人権というと、ネガティブなイメージを持たれることが多い状況です。

日本政府および国会は、第二次世界大戦後、人権擁護を優先課題として重視せず、経済成長に重点を置いてきました。国連による人権関連の勧告は、政府によって繰り返し無視されてきました。日本は、人権関連条約における個人通報制度の選択議定書を批准しておらず、パリ原則で定められている国内人権機関（NHRI）も設立していません。

日本における深刻な問題の一つに、刑務所、拘置所、入国管理センターなどの収容施設の状況です。拘置所では、秘密のベールに包まれたまま被拘束者が死亡する事件が多発しています。これらの施設の運営は、市民に対してオープンでも透明でもありません。2021年、名古屋入国管理局に収容されていたスリランカ出身の女性が亡くなり、調査報告書では、被収容者がすがりつくようにして要求した治療が遅れるなど、医療に重大な不備があることが明らかになりました。

国境なき記者団（RSF）がまとめた2022年の「世界報道の自由度指数」によると、日本は180カ国・地域のうち、71位でした。これは前年の67位から後退しています。また、日本の順位は過去にも下がっています。「CIVICUS Monitor 2021」では、日本の市民社会スペースは「狭められている（narrow）」に分類され、台湾はアジアで唯一の「開かれている（open）」国・地域となっています。前述の通り、世界経済フォーラムが2021年に発表した最新の「グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート」では、日本は156カ国中、120位でした。日本はG7諸国の中で最下位であり、順位も大きく下回っています。

日本は2020年に外務省主導で「ビジネスと人権に関する国家行動計画（NAP）」を発表し、アジアではタイに次いで2カ国目となりました。しかし、NAPの作成プロセスは国際標準に基づくものではなく、NAPの作成プロセスにおける市民社会の関与はむしろ弱かったと言えます。NAP策定から1年が経過しましたが、あまり進展が見られません。今後、人権デューディリジェンス（HRDD）が計画通りに進むことが強く期待されます。

第5章 法の支配

- すべての人は、恣意的な逮捕または拘禁から解放され、拷問その他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰から解放され、かつ、裁判所で有罪と証明されるまで無罪と推定されることを含む、正当な法の手続を受ける権利を有する。
- 民主主義社会への完全かつ効果的な参加に不可欠な前述の権利が、市民に開かれた、有能で独立した公平な司法機関によって行使され、法律によって確立され、保護されるようにすること。
- 選挙で選ばれた指導者が法律を守り、当該国の憲法と法律で定められた手続きに厳格に従って機能すること。

日本における法の支配は、憲法裁判所の欠如によって弱体化しており、日本の裁判所は憲法の見直しをできるだけ避ける傾向にあります。裁判所自身が憲法審査の機会を厳しく制限しているのです。また、日本では、人権条約や国内人権機構による個別通報制度が導入されていないため、裁判所は、国際人権法に基づく主張を無視する傾向にあります。その結果、日本では国際的な人権基準を満たさない問題が多く存在しています。

日本は他の文明国と比べて、極めて恣意的な基準で人の自由が制約され、自由を回復する手段も不十分な社会です。ある特定の領域だけでなく、刑事施設、精神科病院、入管収容施設など、複数の領域にわたって個人の自由に対する深刻な事態が発生しており、そこには実質的に法の支配が存在していないようです。

「代用監獄」と呼ばれる警察官の独房での拘束について。日本における起訴前勾留のための警察の独房は悪名高く「代用監獄」と呼ばれています。起訴前の保釈制度もなく、起訴された犯罪について23日間も警察で取り調べを受けます。起訴された犯罪をいくつかの犯罪に細分化することで、勾留期間を延長することができます。2018年、日産とルノーの会長だったカルロス・ゴーン氏が偽計業務妨害の疑いで東京地検に逮捕され、警察の留置場ではなく、刑事施設に勾留されましたが、この事件ではゴーン氏が長時間の取り調べを受けたという点で「代用監獄」に存在するのと同様の問題があります。

死刑、無期懲役、30年以下の有期懲役について。日本の刑罰制度には、死刑、無期懲役、30年以下の懲役があります（2004年に20年から30年に引き上げられました）。近年、犯罪件数は減少傾向にありますが、刑罰は厳罰化されています。1,800人の無期懲役囚のうち、仮釈放されるのは毎年10人以下、獄中死する囚人の数はそれ以上です。

精神科病院に同意なく入院している約13万人の精神障害者について。2019年6月30日現在、合計129,014人の精神障害者が、家族の同意に基づき（本人の同意なし）、あるいは行政の強制入院という手段で、主に民間病院の精神科病院に収容されています。しかし、そのような人々の社会復帰に向けた取り組みは十分とはいえません。精神障害者の人権を尊重し、適切な医療と保護を確保するため、各都道府県に設置された精神医療審査会が、精神障害者の処遇について専門家として

独立した立場で審査を行うこととされています。しかし、審査会の機能には立入検査が含まれておらず、審査会委員の独立性には疑問が残ります。精神障害者の隔離政策は、精神科治療に対する恐怖を与え、適切な医療を受けるための障害となっています。

入国管理局による無期限・長期間の収容に抗議するハンガーストライキが全国的に広がっており、餓死者が出る事態も発生していることについて。出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）上の退去強制事由に該当すると入管当局が判断し、またはその疑いがある外国人が入管収容施設に収容されています。政府の見解によれば、このような外国人は原則として収容されるべきであり、収容の必要性・相当性は要求されていません。退去強制令書には収容期間の制限がないため、収容の「延長」もなく、いったん収容が開始されると、収容継続の適法性を確認するための一定期間ごとの司法審査が行われません。かつては仮放免がある程度認められていたものの、近年はほとんど認められていません。その結果、6ヶ月以上勾留される人が激増し、深刻な事態を招いています。留置場では、長期間の拘束に抗議するハンガーストライキが全国規模で発生し、餓死者が出る事態にまで発展しました。このような状況に対し、非人道的な措置がとられました。当局は、ハンガーストライキにより健康状態が悪化した被拘束者に1～2週間の仮放免を与え、その後再拘束し、再び仮放免を与え再拘束するというサイクルを続けています。

提言

私たちは、運営理事会に対して、日本政府の「民主主義共同体」への加盟を更新するよう提言します。私たちは、日本政府が市民社会からの報告書に対して提起された懸念と勧告を考慮するよう助言します。

本報告書は、日本のフォーカルポイント（国際協力NGOセンター）が、CSP事務局（ファンダシオン・マルチチュード）の支援を受け、日本のCSO、特にヒューマンライツ・ナウ、日本国際交流センター（JCIE）、Voice Up Japan、市民社会スペースNGOアクションネットワークの協力を得て作成したものです。

資料

第1章 民主的ガバナンス（Democratic Governance）

Transparency International's Corruption Perception Index 2021

<https://www.transparency.org/en/cpi/2021/index/jpn>

Couple at heart of Abe cronyism scandal found guilty again over fraud - 18 April 2022

<https://www.japantimes.co.jp/news/2022/04/18/national/crime-legal/moritomo-gakuen-couple-guilty-2/>

Critics slam Japan PM Abe for dodging accountability over scandals with exit decision - 29 Aug 2020

<https://mainichi.jp/english/articles/20200829/p2a/00m/0na/020000c>

Japan - OECD Anti-Bribery Convention

<https://www.oecd.org/japan/japan-oecdanti-briberyconvention.htm>

第2章 表現の自由（Freedom of Expression）

Hokkaido police ordered to pay hecklers removed from Abe speech - 25 March 2022 <https://www.asahi.com/ajw/articles/14581967>

Exhibition featuring controversial 'comfort women' statue barred from Osaka venue - 26 June 2021

<https://mainichi.jp/english/articles/20210626/p2a/00m/0na/022000c>

'Freedom of expression': Austrian art display blasts Japan gov't for ending support - 21 Nov 2019

<https://mainichi.jp/english/articles/20191121/p2a/00m/0et/023000c>

Restart of controversial exhibit at Japan art festival comes after both sides compromise - 9 Oct 2019

<https://mainichi.jp/english/articles/20191009/p2a/00m/0na/008000c>

第3章 政治参加 (Political Participation)

和文文献

Percentage of voter turnouts by the Ministry of Internal Affairs and Communications https://www.soumu.go.jp/main_content/000255919.pdf

Average wages in Japan by National Tax Agency

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2000/menu/03.htm>

Curriculum guidelines for junior high schools on society by the Ministry of Education, Cultures, Sports, Science and Technologies (MEXT)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/10/01/1234912_003.pdf

英文文献

International IDEA

<https://www.idea.int/>

World Economic Forum, Global Gender Gap Report 2021

https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf

Asako, Y., Iida, T., Matsubayashi, T., & Ueda, M. (2015). Dynastic Politicians: Theory and Evidence from Japan. *Japanese Journal of Political Science*, 16(1), 5-32. doi:10.1017/S146810991400036X

<https://www.cambridge.org/core/journals/japanese-journal-of-political-science/article/abs/%20dynastic-politicians-theory-and-evidence-from-japan/5BA79B690BEA2C06EA66864FEA65949F>

Pempel, T.J., ed. (2019). *Uncommon Democracies: The One-Party Dominant Regimes*. Cornell University Press. ISBN 978-0801423673.

Johnson, Stephen (2013). *Opposition Politics in Japan: Strategies Under a One-Party Dominant Regime*. Routledge. ISBN 9781136289187.

International Political Science Review (1995), Vol. 16, No. 2, 199-209 The Liberal Democratic Party in Japan: Conservative Domination Jost ANTONIO CRESPO

Encyclopædia Britannica, inc. (n.d.). Liberal-Democratic Party of Japan. *Encyclopædia Britannica*. Retrieved May 23, 2022, from <https://www.britannica.com/topic/Liberal-Democratic-Party-of-Japan>

Family business? Political dynasties die hard in Japan's general election. *The Japan Times* - 27 October 2021

<https://www.japantimes.co.jp/news/2021/10/27/national/politics-diplomacy/political-dynasties-japan-election/>

Japan gov't to push back 30% target for women in leadership positions by up to 10 years - 26 June

2020 <https://mainichi.jp/english/articles/20200626/p2a/00m/0fp/014000c>

第4章 人権の保護と促進 (Protection and Promotion of Human Rights)

Reporters Without Borders (RSF)

<https://rsf.org/en/country/japan>

Japan falls to 71st in world press freedom rankings - 4 May 2022

<https://www.japantimes.co.jp/news/2022/05/04/national/press-freedom-index-japan-fall/>

CIVICUS, People Power Under Attack 2021

<https://findings2021.monitor.civicus.org/>

World Economic Forum, Gender Gap Report 2021

<https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021>

第5章 法の支配 (Rule of Law)

Life in Japan: The softer corners and harder edges of the Japanese justice system - 3 April 2022

<https://mainichi.jp/english/articles/20220402/p2a/00m/0op/017000c>

Japan Federation of Bar Associations (2021), Letter of Request Seeking the Abolition of the Death Penalty System

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021opinion_211202_en.pdf

Network Against Arbitrary Detention (2020), NGO Report on Arbitrary Detention

http://www.jlnr.jp/jlnr/wp-content/uploads/2020/10/ICCPR_NAAD_Report_ENG_final.pdf

JAPAN: 198 joined hunger strike in protest of prolonged detention at immigration facilities - 8 Oct 2019

https://www.amnesty.or.jp/en/news/2019/1008_8361.html